

第1章 総則

(目的)

第1条 本ガイドラインは、市光工業株式会社（以下「当社」という。）が、当社の経営理念に基づき、持続的な企業価値の向上を目指して、また、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの信頼関係の構築を行うため、社会に適合した最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的とする。

2. 当社の経営理念は、次のとおりであり、当社の役職員はこれを実践する。

①Mission 「照らす」・「映す」で、安全・安心・快適なドライビング環境を創造する

②Vision 私達市光工業は、ものづくりの会社として、環境に配慮し、常に先進技術に挑戦し、最適のソリューションを提供することで、お客様と社会に喜ばれる企業を目指します
私達が目指すのは、人を大切にし、互いを尊重し合い、何でも話し合える社風を大切にする、働き甲斐のある企業です

③Values <カスタマー>

お客様と一緒に考えて、お客様を満足させ、社会を満足させるソリューションを提供します

<イノベーション>

先進技術を追求し、環境に配慮して、お客様に喜ばれる「自信と誇りあるものづくり」を目指します

<チャレンジ>

業界全体にアンテナを張り、出来ない言い訳をせず、挑戦を続けます

<インテグリティ>

相手を信頼し、尊重し、公正・誠実に、社会の規範に従って行動します

<ダイバーシティ>

文化、慣習、生活、性別、年齢、人種、全ての違いを受け入れます

<One Team>

個人の力を高め、組織力で勝負します

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社は、持続的な企業価値の向上を目指して、当社の経営理念に基づき、健全で、透明性があり、効率的かつ迅速な決断による経営を行い、コーポレートガバナンスを強化します。

2. 当社は、次の方針に従い、コーポレートガバナンスを強化します。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利を尊重するとともに、株主の議決権行使のために必要な情報を適時

かつ的確に提供するなど議決権行使の環境整備に努め、株主の平等性確保に向けた取組みを進める。また、株主による違法行為の差止め、代表訴訟提起等、議決権行使以外の株主の権利にも配慮し、それらの権利が適切に行使されるよう配慮する。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

安全と快適を提供する自動車部品専門メーカーとしての社会的責任を自覚し、全てのステークホルダーとの信頼関係の構築を行う。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、非財務的情報についても積極的に開示する。また、当社は、情報開示を行う際には、出来る限り英語でも開示するよう努める。

(4) 取締役及び取締役会の責務

取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、会社の戦略的方向付けを行い、持続的な企業価値向上に向けて職務を執行する。

また、取締役会は、当社グループの経営・事業の状況及び強み・課題等を熟知した社内取締役・社内監査役、並びに多様な事業等の経験や知識、高い専門性や見識及び中立的で客観的視点を有する社外取締役・社外監査役、経営陣から構成され、各取締役が、経営陣から提案された事項について、それぞれの多面的な視点からリスク評価を含めて審議し、決定する。

(5) 株主との対話

非財務的情報についても積極的に開示することにより、経営戦略・業界動向など充実した情報を株主に対して提供し、他方で、担当の取締役等による積極的な対話への参加により、株主・投資家と当社との双方向のコミュニケーションの効率的な実施に努める。

第2章 株主の皆様との関係

(受託者責任)

第3条 当社の取締役、監査役及び執行役員は、株主に対する受託者責任を認識し、以下に定める事項を理解し、当社や株主の共同の利益のために行動する。

- (1) 取締役、監査役及び執行役員は、常に当社にとって何が最善であるかを主体的に考え、能動的に行動することが期待されていること。
- (2) 取締役、監査役及び執行役員は、全ての株主の利益を代表するものであり、担当部門その他特定の部門の利益のみを代表するものではないこと。
- (3) 取締役、監査役及び執行役員は、常にステークホルダーの権利及び立場を理解するよう努め、ステークホルダーとの協働に努めることが期待されていること。

(株主の権利の尊重)

第4条 株主総会における議決権の行使は、株主の権利であり、当社は、株主が議決権を適切に行使できるように努める。

2. 当社は、株主が適切に議決権を行使できるようにするため、適切な情報を含む招集通知を3週間前に発送するよう努力するとともに、招集通知発送までにその英訳を公開するよう努める。

3. 当社は、株主総会に出席する株主だけでなく、全ての株主が適切に議決権を行使できるよう、議決権行使の環境整備に取り組むとともに、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行う場合、適切に行使できるように取り組む。

(株主総会)

第5条 株主総会は、議決権を有する株主によって構成される最高意思決定機関であり、株主の意思が適切に反映されなければならない。

2. 当社は、一人でも多くの株主の出席を確保すべく、開催日時、開催場所等を設定する。

(資本政策)

第6条 当社は、資本政策が株主の利益に重大な影響を与え得ることを踏まえ、株主にとって十分な投資利回りを実現し、適正かつ健全な株主還元を努め、株主価値向上のため、株主資本利益率（ROE）を考慮した経営を行う。

(政策保有株式) 第7条. 当社は、事業の継続的成長に必要な取引先との関係強化に資するか否かの観点から株式の政策保有をすべきかどうかについて、毎年取締役会で検証し、保有が適切でない株式については順次売却するとともに、その検証結果をコーポレートガバナンス報告書において開示する。

2. 当社は、政策保有株式の議決権については、当社グループの企業価値を高める議案及び投資先の企業価値を高める議案には賛成、それ以外の議案には反対することを原則とする。

3. 当社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げることをしない。

4. 政策保有株主との取引については、当社や株主共同の利益を損なわないように、経済合理性を検証するとともに、適切な社内手続きに従って、その条件を決めるものとする。

(株主の権利の保護)

第8条 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化が生じる増資を行う場合、または当社株式が公開買付けに付された場合には、株主による違法行為の差止め、代表訴訟提起等の株主の権利が適切に行使されるよう適正な手続を確保するとともに、適正な開示を行う。

第3章 コーポレートガバナンス体制

(取締役会の責務)

第9条 取締役会は、法定事項、それに準じる重要な事項について経営上の判断、決定を行い、その他の業務執行に関しては、社内規程に従い、社長が業務執行上最高責任者として会社の業

務を統括し、社長の諮問機関である経営会議において業務執行に関する重要な事項を審議し、執行役員に具体的な執行を委任する。

2. 取締役会は、自動車業界、海外事業展開、自動車部品関連技術、生産技術、ファイナンス等、当社の持続的企業価値向上に必要な知識・経験・能力のバランスと多様性を考慮し、また、当社の事業規模に鑑み迅速な決断が出来るよう、多様な取締役で構成する。
3. 取締役会は、経営陣から提案された事業計画等の案について、当社グループの経営・事業の状況及び強み・課題等を熟知した社内取締役・社内監査役、並びに多様な事業等の経験や知識、高い専門性や見識及び中立的で客観的視点を有する社外取締役・社外監査役が、それぞれの多面的な視点からリスク評価を含めて審議・決定する。
4. 取締役会は、経営戦略や事業計画について建設的な議論を行い、その執行に関しては、執行役員に対する実効性のある監督を行うとともに、適切な業績の評価を行う。
5. 取締役会は、毎年度末に中期計画のレビューを行い、未達成の場合にはその原因を分析し、翌年からの中期計画に反映させるとともに、株主総会で株主に説明を行う。
6. 取締役会は、社内規程に基づき経営会議で行ったリスクの洗い出し、評価、対応策について適宜報告させ、そのリスク対応体制の運用が適切に行われているかを適宜監督する。
7. 取締役会は、株主総会において相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対票の原因分析を行い、対応策を検討する。
8. 取締役会は、監査役会とともに、外部会計監査人の、CEO・CFO等の経営陣幹部に対するアクセス（面談等）を確保し、かつ監査役、会計監査人及び内部監査部門が連携し、十分かつ適切な監査を行うことができる体制を確保する。
9. 取締役会は、当社グループ行動規範の遵守状況、及び行動規範を尊重する企業文化・風土の醸成状況を定期的にレビューする。
10. 取締役会は、取締役・監査役に対してトレーニングの機会と情報が適切に提供されているかを適宜確認するとともに、そのような機会及び情報が各取締役・各監査役に提供されるよう努める。
11. 取締役会は、企業風土、価値観、理念等の形成をリードするよう努める。
12. 取締役会は、代表取締役、CEO、COO等の経営を担う責任者の後継者の計画について、後継者候補となりうる経営幹部層の選定、その教育、選抜方法等に関する計画の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切な監督を行う。

（取締役会の運営）

第10条 取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。その運営に当たっては、毎年4月に、主要審議項目を含めてスケジュールを策定し、開催頻度・開催時間は、月1回2時間程度を目途とする。また、資料は原則開催日の5日前までに送付し、取締役会資料以外の情報も、出来るだけ別紙等の形式で資料と一緒に配布するよう努める。

2. 取締役会は、独立社外者のみが、独立した客観的立場で情報・意見の交換を行える環境を整える。

(取締役会評価)

第 11 条 取締役会は、毎年 1 回実施する取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会の実効性についての分析・評価を行い、その結果の概要をホームページ等で開示する。

(取締役)

第 12 条 取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、会社の戦略的方向付けを行い、持続的な企業価値向上に向けて職務を執行する。

2. 取締役は、必要に応じて、当社又は外部の専門家を通じ、職務執行に十分な情報を収集するとともに、取締役会において説明を求め、互いに積極的に意見を表明して議論を尽くし、議決権を行使する。

3. 取締役の兼任状況は、株主総会資料において開示する。

(独立社外取締役)

第 13 条 独立社外取締役は、会社法及び東証規則の要件に加え、当社の独自の要件（別紙）に従い、選任される。

2. 独立社外取締役は、その独立的立場から、持続的企業価値向上のための助言、経営の監督、利益相反の監督の機能を果たすとともに、ステークホルダーの意見を取締役に反映するように努める。
3. 独立社外取締役は、当社の企業理念、企業文化、経営環境などの状況について、経営企画室を通じて継続的な情報提供を受ける。
4. 独立社外取締役は、会社の経営陣、監査役、監査役会との調整・連携のための体制を整える。

(監査役会)

第 14 条 監査役会は、取締役・執行役員職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、会計監査その他法令により定められた事項を実施する。

2. 監査役会は、外部会計監査人候補を適切に選定し評価するための基準を策定し、独立性と専門性についての確認を行う。
3. 監査役会は、高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保する体制を整え、適正な監査を確保するための取組みを進める。

(監査役)

第 15 条 監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、その職務を果たすに当たって、独立した客観的な立場で適切な判断を行い、取締役会において、あるいは業務執行取締役・執行役員に対して適切に意見を述べる。

2. 監査役は、必要に応じて、当社又は外部の専門家を通じ、職務執行に十分な情報収集を行う。

3. 監査役の兼任状況は、株主総会資料において開示する。

(社外監査役)

第16条 社外監査役は、会社法及び東証規則の要件に加え、当社の独自の要件(別紙)に従い、選任される。

2. 社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために法令上その選任が義務付けられていること、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、忌憚のない意見を述べる。

3. 社外監査役は、当社の企業理念、企業文化、経営環境などの状況について、経営企画室を通じて継続的な情報提供を受ける。

(任意の委員会)

第17条 当社は、各取締役の報酬に係る機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立した取締役会の諮問機関として、「報酬諮問委員会」を設置する。

2. 当社は、前項に定めるほか、必要に応じて任意の委員会の仕組みを活用し、統治機構のさらなる充実を図る。

(取締役候補者及び執行役員候補者の指名等)

第18条 取締役会は、取締役の選任・解任の基準を定め、候補者の選任に当たっては、当該選任の基準に従い、かつ知識・経験・能力のバランス、ジェンダーや国際性の面を含む多様性を総合的に考慮して、取締役会で審議の上、取締役候補者を選任し、解任にあたっては、当該解任の基準に従って取締役会で審議の上、解任提案を行う。

2. 取締役会は、CEO・COOを含む執行役員の選任・解任基準を定め、選任に当たっては、当該選任の基準に従い、かつ知識・経験・能力、当社の業績に対する貢献度等を総合的に考慮して、取締役会で審議の上、執行役員候補者を選任し、解任にあたっては、当該解任の基準に従って取締役会で審議の上、解任する。

3. 前2項の選任に当たっては、独立社外取締役の意見を尊重する。

4. 当社は、取締役候補者の選任・指名を行う際、個々の選任・指名についての説明を総会資料で開示する。

5. 取締役会は、監査役候補には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任する。

(取締役及び執行役員等の報酬等)

第19条 取締役会は、当社の取締役・執行役員及び重要な子会社の取締役・執行役員の報酬の制度設計、具体的金額について、報酬諮問委員会による答申に基づき、公正かつ客観性・透明性の高い手続きにより、適切に決定する。

2. 当社の取締役・執行役員及び重要な子会社の取締役・執行役員の報酬等の決定に当たっては、多様で優秀な人材をひきつけることができる報酬制度、企業価値の継続的な向上を進めることができる報酬制度、報酬の決定プロセスが客観的で透明性の高いものであることを基本的な考え方とする。

3. 当社の取締役・執行役員及び重要な子会社の取締役・執行役員の報酬等には、短期的な業績だけでなく、中長期的な業績に連動した報酬も含めることを検討する。

(内部統制)

第20条 取締役会及び監査役会は、外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制を確立する。

(内部通報)

第21条 取締役会は、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止が確保されているか、当社グループホットライン制度が適切に運営されているかを、コンプライアンス・CSR委員会の定期的な報告等を通して監督する。

(関係当事者間取引の管理体制)

第22条 取締役は、関係当事者間取引については、その重要性に応じて、取締役会の承認又は報告を条件とする等して、当社や株主の利益を損なわないようにしなければならない。また、関係当事者間取引に関する決議事項又は報告事項に関して、取締役会は独立社外取締役の助言を尊重しなければならない。

(企業年金の母体企業としての役割)

第23条 当社は、当社の企業年金が、運用の専門性を高めて、アセットオーナーとしての機能を十分発揮できるように、人事面、運用面での取組みを行い、その内容をコーポレートガバナンス報告書にて開示する。

第4章 企業価値向上のための取組み

(行動規範)

第24条 当社は、当社グループに属する全ての役職員が当社グループ行動規範に従って行動するよう、必要な施策を進めるものとし、取締役会は、当社グループ行動規範が常に会社が遵守すべき規範を反映するよう適宜改訂し、当社グループ全体の事業活動において遵守されるように適切な施策を示す。

2. 当社は、サステナビリティの課題に対して適切に対処するものとし、取締役会は、会社がサステナビリティの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を行う。

(経営人材の育成)

第25条 当社は、取締役・監査役に対し、その役割と責務を果たすために、以下の事項を含む必要なトレーニングの機会と情報を適宜提供する。

- (1) 就任時に会社法、コーポレートガバナンス、さらに社外取締役・監査役については、当社グループの事業全般、自動車業界の動向
- (2) 自動車用ランプ・ミラーに関する技術動向
- (3) 法改正

(人材の多様性)

第 26 条 当社は、ダイバーシティーを当社の Values の一つと位置付け、性別、文化、国籍、経験などあらゆる多様性を考慮した採用、人材育成、登用を検討して、推進する。

(経営計画の見直し)

第 27 条 当社は、毎年中期計画を見直し、作成し、ホームページ等で公表するとともに、投資家向け説明会などで説明する。

第 5 章 株主との対話

(情報開示と透明性)

第 28 条 当社は、国内外の株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築するため、情報開示については、財務情報のみならず、会社の財政状態、経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆる ESG 要素）などを含む非財務的情報についても開示を行い、投資判断に必要な情報を、迅速、正確かつ公正公平に伝達することを情報開示の方針とする。

2. 当社は、出来る限り英語でも開示するよう努める。

(株主との対話)

第 29 条 当社における株主との対話については、対話の相手方の規模・態様に応じて、最も適切な経営陣・取締役を指定して対応する。

2. 株主の意見等は、経営企画部門、財務・経理部門、法務部門で共有し、適宜取締役会に報告を行い、必要に応じた対応を行う。

4. 当社は、証券代行の判明調査等により、株主構造の把握に努める。

5. 株主・投資家との対話においてインサイダー情報の開示はしない。インサイダー情報は社内規程に従い、厳格に管理を行う。

第 6 章 雑則

(改正)

第 30 条 本ガイドラインは、取締役会の決議により改正される。

附則

第 1 条 本ガイドラインは、平成 30 年 12 月 13 日から実施する。

平成 27 年 12 月 10 日制定

平成 30 年 12 月 13 日改訂

(別紙)

独立性判断基準

当社は、社外取締役、社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）に関して、以下の全ての項目に該当する場合に独立性要件を満たすと判断する。

1：当社又は当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という）を主要な取引先とする者¹又はその業務執行取締役等²ではない。

2：当社グループの主要な取引先³又はその業務執行取締役等ではない。

3：当社の大株主⁴又はその業務執行取締役等ではない。

4：当社グループから多額の寄付⁵を受けていない。

5：当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家ではない。

1 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(1) 当社グループに対して物品又はサービスを提供している取引先（その親会社及び重要な子会社を含み、以下、総称して「取引先グループ」という）であって、直前事業年度における当社グループとの取引額が、当該取引先グループの連結売上高若しくは総収入金額の2%を越える者

(2) 当社グループが負債を負っている取引先グループであって、その全負債残高が直前事業年度における当社グループの連結総資産又は当該取引先グループの連結総資産の2%を超える者

2 「業務執行取締役等」とは、(i)代表取締役、(ii)代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって当社の業務を執行する取締役として選定されたもの、(iii)執行役員、又は(iv)その他の使用人をいう。監査役は含まない。

3 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが物品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループとの取引額が、当社グループの連結売上高の2%を越える者をいう。

4 「大株主」とは総議決権の10%以上の株式を直接的又は間接的に保有しているものをいう。

5 「多額の寄付」とは、直前事業年度において10百万円、又は寄付を受けたものの売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか大きい額を超える寄付をいう。

6：当社グループの会計監査人又は当該会計監査人の代表社員、社員、パートナー又は従業員ではない。かつ、過去5年間のいずれかの事業年度において当社グループ会社の監査業務に従事していない。

7：最近⁶において上記1～5のいずれかに該当していない。

8：次の（1）から（4）までのいずれに掲げる者の近親者⁷ではない。

（1） 上記1～5までに掲げる者

（2） 当社の子会社の業務執行取締役等

（3） 当社の子会社の業務執行取締役等でない取締役

（4） 最近において前（2）、（3）又は当社の業務執行取締役等若しくは業務執行取締役等でない取締役に該当していた者

9：その他、独立社外役員としての職務を遂行する上で、独立性に疑いが無い。

以上

⁶ 「最近」とは、1年以内をいう。

⁷ 「近親者」とは、二親等内の親族をいう。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者としては取り扱わない。